

火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン (令和5年3月国土交通省砂防部)					岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)		岩手山緊急減災計画 策定後 (H23年度以降) の検討状況	検討会のポイント	対応の必要性、課題
節	章	項	項目	内容	記載箇所	補足事項			
1			ガイドラインの目的				—	—	ガイドラインに沿った内容を記載する。
2			ガイドラインの内容					—	
3			ガイドラインの適用					—	
1			総説					2.⑥対象規模より大きい規模	
2			火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドラインの基本的事項					2.⑤火山防災協議会との情報共有	
2	1		火山噴火緊急減災対策砂防計画の目的					2.⑥対象規模より大きい規模	
2	2		火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定方針					2.⑤火山防災協議会との情報共有	
2	3		火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討の流れ					—	
2	4		計画の構成					—	
2	5		検討体制					2.②緊急減災対策の整備主体 2.⑤火山防災協議会との情報共有	
2	6		計画の見直し						
3			対策方針に関する事項の検討						
3	1		土砂移動シナリオの作成	噴火対応火山砂防計画で対象とする火山の噴火に起因する土砂移動現象と規模及びそれらの推移を時系列的にまとめた土砂移動シナリオを作成する。	基3.3 計1.2 資1.7	過去の噴火実績から噴火シナリオが想定されている(基礎事項編3.3)。そのうち緊急減災対策で扱うケースを抽出(計画編1.2)、想定される現象と対策が整理されている。緊急減災で対応する噴火シナリオの各ケースは資料編1.7	—	—	—
3	2		火山砂防ハザードマップの作成及び被害概要の把握	土砂移動シナリオで検討したケースごとに影響の範囲と影響の程度を示す火山砂防ハザードマップを作成し、保全対象に対する概略被害を把握する。	資2.7	保全対象分布図と重ね合わせた現象別の影響範囲図が作成されている。	—	—	—
3	3		対策を検討する土砂移動シナリオのケースの設定	想定される土砂移動シナリオのうち、緊急減災対策計画の対象とするケースについて、想定される影響の程度、保全対象の重要度、火山防災協議会等の避難計画等における想定等を総合的に勘案して設定する。	計1.2	山麓の人家や観光施設等に被害が及ぶケースを対象として、緊急減災対策を行うとし、西岩手山においては最大規模となるケース1-2「西岩手火山における中規模水蒸気爆発」、東岩手山においては他のケースを包含するケース3-2「東岩手火山山頂火口における中規模噴火」を対象シナリオとして設定している。なお、火山防災協議会等の避難計画等における想定は本緊急減災対策砂防計画のシナリオを使用していることから本計画と整合している。	—	2.⑤火山防災協議会との情報共有 2.⑥対象規模より大きい規模	・砂防部局から火山防災協議会への伝達共有すべき情報(火山砂防ハザードマップ等)を明確にする。 ・対象規模より大きい規模、噴火終息後の対応を検討する。
3	4		対策方針の検討						
3	4	1	基本事項の整理	計画の策定にあたって、次の項目について現状を把握する。 ① 土地利用や法規制の状況 ② 保全対象となる社会資本などの状況 ③ 防災対策の状況(火山の監視・観測体制、情報の伝達・共有の状況、警戒避難体制、対策施設の整備状況)	資1.2 資1.5	①1.2.4項に土地利用状況、1.2.7項に法規制が整理されている。 ②1.2.1項に保全対象、1.2.2項に重要施設、1.2.3項に重要交通網が整理されている。 ③1.2.5項に砂防・治山施設、1.2.6項に監視観測機器、1.5節に防災対策の経緯として各種対策および、情報伝達・共有の状況が整理されている。	—	2.②緊急減災対策の整備主体	・各現象に対する緊急減災対策(ハード・ソフト)の整備主体を砂防部局(国・県)、治山部局(国・県)で明確に決めておく。
3	4	2	対策の制約条件の整理	自然的・社会的特性を考慮し、緊急減災対策を実施できる期間、実施可能な場所などの制約条件を整理する。	計1.5 計1.6	緊急減災対策を実施できる期間を「1ヶ月～6ヶ月」を想定している。実施可能な箇所については、保全対象との関係、対策効果、安全性、既往計画との整合性、対策のしやすさ、土地利用規制といった制約条件を示している。	—	—	—
3	4	2	1	対策を実施できる期間	火山活動状況に応じた影響範囲や立入規制範囲、避難計画等に基づく避難指示エリアや通行規制範囲等が拡大されるタイミングを考慮し、緊急減災対策を実施する場所へ立ち入りができる期間として整理する。豪雪地域においては積雪の影響など、気象条件による制約も考慮する。	計1.5	—	—	—

火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン (令和5年3月国土交通省砂防部)					岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)		岩手山緊急減災計画 策定後 (H23年度以降) の検討状況	検討会のポイント	対応の必要性、課題	
3	4	2	2	対策が可能な場所	保全対象の位置、地形条件、土地利用状況・法規制などから、緊急減災対策が実施可能な場所を整理する。	資3.7	法規制以外を踏まえて対策箇所が選定されている。	—	2.③融雪型火山泥流の緊急減災対策の方向性	・現実的に対応可能な緊急ハード対策の対象規模(整備目標)の設定(案:融雪型火山泥流の規模に寄与する積雪深の複数設定) ・緊急ハード対策の限界を超過する規模に対する緊急ソフト対策による対応の明確化
3	4	2	3	対策実施体制	計画検討時点において、噴火災害時に動員できる人員、調達可能な資機材などの実施体制について、状況を調査し整理する。	資6.4	資料編6.4節として6.4.1協定業者が所有する資機材、6.4.2緊急支援資機材の数量、6.4.3資機材置き場・備蓄場所候補地の抽出、6.4.4資機材の調達、といった整理がなされている。	—	—	—
3	4	2	4	その他	各火山地域の自然的・社会的条件による制約について、各火山地域の特性を考慮して検討する。対策に要する費用は制約条件となりうるものであるが、計画検討段階では制約条件として扱わず、緊急減災対策実行計画ごとに概算費用と対策効果を算出し、実施の際の判断材料として整理しておく。	資3.7 資3.8	自然社会条件については各項で検討されている。対策効果については土砂収支および氾濫シミュレーションにより実施されている。	一部流域で概算費用、対策効果を算出した(施工計画書)	—	—
3	4	3		対策方針の設定	緊急ハード・ソフト対策により対応する対象現象とその規模、緊急ハード・ソフト対策の方針や、それぞれの実施内容等について、保全対象の重要性や土地利用状況などの社会的な制約条件を踏まえて、土砂移動シナリオに対応した緊急減災対策計画の対策方針を設定する。	計2 計3	緊急ハード対策、緊急ソフト対策について、対象現象とその規模、対策方針等が整理されている	—	—	—
3	4	3	1	計画で対応する現象と規模	土砂移動シナリオのケースごとに想定されている土砂移動現象とその規模をもとに、緊急減災対策により対応する現象とその規模を整理する。	計2 計3	緊急ハード対策、緊急ソフト対策について、対象現象とその規模、対策方針等が整理されている	—	—	—
3	4	3	2	保全対象	計画で対象とする現象と規模に応じた影響範囲を踏まえ保全対象を設定する。火山砂防計画の保全対象は、人命、人家、公共施設、田畑、インフラ等である。	計2.3 計2.4 資3.5.4	計2.3において降灰後の土石流の主な保全対象、計2.4において融雪型火山泥流の主な保全対象が整理されている。資料3.5.4において「家屋資産、家庭用品資産、事業所資産、農漁業家資産、農作物資産」の被害額が算出されている。	—	—	—
3	4	3	3	土砂処理方針	降灰後等の土石流や火山泥流等の捕捉及び導流・堆積、流向制御を基本とする。	計2.3 計2.4	「降灰後の土石流」では、想定される被害範囲、既設施設の有無、保全対象等を考慮し、除石工や遊砂地工、仮設堤工等の適切な緊急ハード対策を実施する(計画編2.3節)、「融雪型火山泥流」では、想定される被害範囲や保全対象等を考慮し、遊砂地工や導流堤工、閉塞工等の適切な緊急ハード対策を実施する(計画編2.4節)、とあり指針の土砂処理方針と整合している。	降灰後の土石流の緊急ハード対策について、砂防堰堤が完成した流域は除石計画に変更している。	—	—
3	4	3	4	対策の実施タイミング	準備等の開始のタイミングと工事の開始・中止のタイミング等を設定する。気象台や火山専門家などから必要な情報が入手できる体制を整備しておく必要がある。	計1.4 計2.1.3 計4.3	緊急対策全般のタイミングについては1.4節で、ハード対策については2.1.3節で、緊急調査については4.3節で記載されている。	—	—	—
3	4	3	5	対策実施範囲	対策の制約条件、計画で対応する現象と規模、保全対象等を考慮し、緊急ハード対策と緊急ソフト対策を実施する範囲を設定する。なお、対策実施範囲は、便宜的に緊急減災対策を実施する流域や溪流の一覧としても整理する。	資3.7	方向別の緊急ハード対策位置図に図示されている。また、対策工別の効果量、施工期間別の整備率も示されている	—	—	—

火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン (令和5年3月国土交通省砂防部)				岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)		岩手山緊急減災計画 策定後 (H23年度以降) の検討状況	検討会のポイント	対応の必要性、課題	
4			緊急減災対策実行計画に関する事項						
4	1		緊急減災対策実行計画の基本事項	緊急減災対策実行計画は、対象とする土砂移動シナリオのケースごとに、対策方針に基づいて、緊急ハード対策及び緊急ソフト対策の具体的な実施内容について、時系列でとりまとめたものである。	計2 計3	対象とする噴火シナリオのケースは抽出されている(計画編1.2節)。別途各緊急ハード対策、緊急ソフト対策については、抽出されたシナリオに対する計画対象現象とその土砂量に対する対策方針・計画等が整理されている。	緊急対策ドリルとしてとりまとめられている。	—	
4	2		緊急ハード対策に関する事項						
4	2	1	緊急ハード対策に関する事項の検討方針	対策工の配置、対策工の工種・工法、基本的な構造、施工のための仮設・資機材、工事の安全管理、施工に要する時間、対策の効果などについて検討する。	資3.2 資3.3 資3.4 資3.7 資3.8	対策工の配置、対策工の工種・工法、基本的な構造、施工のための仮設・資機材、工事の安全管理、施工に要する時間等が整理されている。	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	2.③融雪型火山泥流の緊急減災対策の方向性	・現実的に対応可能な緊急ハード対策の対象規模(整備目標)の設定(案:融雪型火山泥流の規模に寄与する積雪深の複数設定) ・緊急ハード対策の限界を超過する規模に対する緊急ソフト対策による対応の明確化
4	2	2	対策工の配置の検討	降灰後の土石流や火山泥流等の捕捉・導流などの効果を最大限発揮でき、また迅速に施工が可能な対策工の位置を検討する。	計-10 計-16~20 資3.7 資3.8	資3.7: 緊急ハード対策ドリル(降灰後の土石流)、資3.8: 緊急ハード対策ドリル(融雪型火山泥流)において、対策施設を最大限配置した場合の位置図が示されている。また、資3.5: 施工優先度の検討において、保全対象との位置関係・対策効果等を勘案して、優先度の高い箇所を選定している。さらに資3.6において、高速道路で泥流を捕捉するために高速道路の盛り土安定性検討を行っている。	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	2.③融雪型火山泥流の緊急減災対策の方向性	・現実的に対応可能な緊急ハード対策の対象規模(整備目標)の設定(案:融雪型火山泥流の規模に寄与する積雪深の複数設定) ・緊急ハード対策の限界を超過する規模に対する緊急ソフト対策による対応の明確化
4	2	3	実施する工種・工法の検討	対策箇所ごとの諸条件を考慮して、迅速に実施可能な方法を選定する。また、対策場所までの現象到達時間が非常に短い場所での対策などについては、工事従事者の安全に十分配慮した施工法を採用する。	計-11 資3.2	緊急ハード対策で実施する対策工法・構造は、短期間で実施する対策であることを鑑み、既設施設の除石や簡易で作業効率が高い施工方法とする旨の記載がある。	最新の施設整備状況を踏まえた対策工の見直し検討(除石)	—	—
4	2	4	対策工の構造の検討	対象とする現象及び規模に対して効果を発揮できる構造とする。また、緊急的に実施する対策であることから、迅速な設置・施工ができることを優先し、仮設的な構造を基本とする。	資3.2	緊急時の資機材の調達状況により柔軟な対応ができるように複数の構造を検討するとされており、複数案の工法が記載されている。	—	2.⑥噴火終息後の対応	・噴火終息後の対応を検討する。
4	2	5	施工のための仮設工などの検討	工事用道路の検討など仮設工の実施施工方法、資機材の調達・運搬などについても、具体的に検討する。また、これらの実施に関連する調整事項を確認し調整方法を検討する。	資3 資6.1 資6.3 資6.4	資機材の調達については6.4節緊急支援資機材の準備に記載されている。資機材の運搬については資料編3緊急ハード対策(案)に関する資料において現場への運搬方法(運搬方法と運搬能力)が工種ごとに整理されている。また、これらの実施に関連する調整事項の確認および調整方法の検討について記載されている(資6.1主な平常時からの準備事項、資6.3土地利用に係わる調整(道路利用・保安林内行為、河川法、地権者との調整を含む))。	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	—	—
4	2	6	施工に要する時間の検討	緊急ハード対策の配置や工種・工法、構造および仮設工等を踏まえて、施工に要する時間を検討する。	資3.7 資3.8	各施設ごとに想定重機が設定されの施工日数が整理されている。	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	—	—
4	2	7	施工優先度の検討	複数の施工箇所に対してすべての対策を実施することができない場合や、噴火が想定よりも短時間で推移した場合などを考慮して、実施箇所の施工優先度について検討しておく。	計-10 資3.5	地域ブロック単位で施工優先度を設定している	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	—	—

火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン (令和5年3月国土交通省砂防部)					岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)		岩手山緊急減災計画 策定後 (H23年度以降) の検討状況	検討会のポイント	対応の必要性、課題
4	2	8	対策の効果の確認	緊急ハード対策による効果を数値シミュレーション等により確認し、適切に評価する。	資3.7 資3.8	対策効果を数値シミュレーションにより確認、評価している	一部流域でハード対策の施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	2.⑥対象規模より大きい規模	・対象規模より大きい規模の対応を検討する。 →岩手山緊急減災対策砂防計画において「対象規模より大きい規模」を想定することができるか
4	3		緊急ソフト対策に関する事項						
4	3	1	緊急ソフト対策に関する事項の検討方針	緊急時に実施する調査、監視観測機器の緊急的な整備、リアルタイムハザードマップ作成など、工事現場の安全確保や火山噴火に伴う土砂災害に対する避難対策を支援するために必要な情報提供に関する事項を検討し、緊急減災対策実行計画(緊急ソフト対策)としてとりまとめる。	資4.1 資4.2 資4.3 計-21 計-28	各監視観測機器の配置計画(案)、情報通信システムの整備、避難対策支援体制の構築について記載されている。  緊急ソフト対策の実施内容として監視機器の整備、情報通信システムの整備、避難対策支援体制の構築を掲げている。また別章にて緊急調査に関する事項が記載されている。	一部流域でソフト対策の行動計画をまとめている	—	—
4	3	2	緊急時に実施する調査	緊急減災対策を実施するか否かを判断するための火山噴火時の初動調査、リアルタイムハザードマップ作成に関する緊急的な調査、土砂災害防止法に基づく緊急調査、及び緊急減災対策の実施のために緊急的に実施する調査である。火山噴火による降灰が確認され、降灰量等が一定の基準を超えた場合には、土砂災害防止法に基づき、国が降灰後の土石流に関する緊急調査を実施する。	資5 計-28	砂防部局が行う緊急調査が挙げられている。  改正土砂法に基づく緊急調査の記載および概況調査、降灰量調査、積雪水量調査の実施またその実施タイミングが記載されている。 既設カメラ(降灰スケール等)、UAV、降灰量計の利活用も記載。 緊急調査の体制と役割分担として、砂防部局での調査内容と調査結果の共有イメージが記載。	降灰量調査計画、積雪水量調査計画、カメラ降灰計測計画、立入困難地域調査計画(UAV等)	—	—
4	3	3	監視観測機器の緊急的な整備	緊急減災対策を実施するための施工計画の立案や、緊急対策工事の安全確保などのために、火山活動の観測や土砂移動現象の状況を監視・観測する機器の緊急的な整備について検討する。	資4.1 計-23 資4.1	各監視機器について、設置目的や追加設置方針が記載されている。 火山活動監視機器・土砂移動検知機器・気象観測機器の整備を関係機関と調整しながら、可能な限り平常時に進めると記載。土砂移動検知機器は計画地点に整備と、工事安全と避難対策の支援のための必要な箇所に追加整備するものとしている。 また機器配置図には「最大限の配置を考慮した計画図」として、今後見直しを行うものとされている。 CCTVカメラ、土砂移動検知機器、雨量計に関して、平常時からの追加整備箇所、緊急時の整備箇所が記載がある。	監視観測機器全体整備計画、緊急対策行動計画(工事安全機器整備計画)一部	2.②緊急減災対策の整備主体  2.④監視機器配置	・各現象に対する緊急減災対策(ハード・ソフト)の整備主体を砂防部局(国・県)、治山部局(国・県)で明確に決めておく。  ・監視観測機器の整備目的・配置方針・整備時期・情報共有体制を一体的に検討し、監視目的に沿う必要情報を整理して適切な機器配置や情報共有体制を検討する。
4	3	4	工事などの安全管理	噴火による危険性が高いと考えられる範囲内で対策施設や監視・観測機器の配置などが必要な場合は、工事従事者の安全管理について、土砂移動シナリオと関連づけて検討する。	資4.1 計-21	計画編に記載がある。 基本方針として、緊急対策工事の安全確保を目的としていることを記載。	監視観測機器全体整備計画、緊急対策施工計画(工事安全機器整備計画)	2.④監視機器配置	・岩手山の緊急減災対策は、噴火警戒レベル・監視観測機器の整備目的・配置方針・整備時期・情報共有体制を一体的に検討し、監視目的に沿う必要情報を整理して適切な機器配置や情報共有体制を検討する
4	3	5	リアルタイムハザードマップ	火山活動の進行状況にあわせて、土砂移動現象の影響範囲、堆積深等を想定したリアルタイムハザードマップを作成し、必要に応じて火山防災協議会に情報提供する。	計3.4 資5.5 計-27	リアルタイムハザードマップシステムの構築、リアルタイムハザードマップの提供について記載されている。 避難対策支援体制の構築として、リアルタイムハザードの提供が記載されている。	リアルタイムハザードマップの入力条件が整理されている	2.⑤火山防災協議会との情報共有	・砂防部局から火山防災協議会への伝達共有すべき情報(火山砂防ハザードマップ等)を明確にする。

火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン (令和5年3月国土交通省砂防部)						岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)		岩手山緊急減災計画 策定後 (H23年度以降) の検討状況	検討会のポイント	対応の必要性、課題
4	3	6	情報通信設備の整備	火山噴火等の緊急時に火山防災協議会を構成する各機関との情報伝達の経路、伝達共有すべき情報の内容及び現状の情報通信網を確認し、関係機関の適切な役割分担のもと、情報通信設備の緊急整備の方針及び方法について検討する。	計3.4 資4.2 計-21 計-26 計-27 資4.2	岩手山監視システム構成図等、各機関との情報伝達の体制および伝達共有すべき情報の内容、情報共有のための光ケーブル網などの情報通信網の緊急整備の方針および方法について整理されている。 基本方針に実施内容として、「情報通信システムの整備」が記載されている。また避難対策支援体制の構築も記載されている。 光ケーブル、衛星通信、地上無線、災害対策テレメータでの情報通信網構築、インターネットの活用が記載されている。 避難対策支援体制の構築として、監視情報の一元化と通信網の整備、関係機関との情報共有について記載がある。	光ケーブルネットワークと関係機関との情報配信システム構築 光ケーブルバックアップ検討 情報共有プラットフォームを利用した情報共有検討	2.②緊急減災対策の整備主体  2.⑤火山防災協議会との情報共有	・各現象に対する緊急減災対策(ハード・ソフト)の整備主体を砂防部局(国・県)、治山部局(国・県)で明確に決めておく。  ・砂防部局から火山防災協議会への伝達共有すべき情報(火山砂防ハザードマップ等)を明確にする	
5			平常時からの準備事項の検討							
5	1		平常時からの準備事項の方針	対策を実施する際に必要となる手続きや調整事項など、平常時から準備が必要となる事項をとりまとめる。また、平常時から準備することにより緊急時の実効性が高まる事項についても、その内容を整理する。	資6.1 資6.3 資6.4	資6.1主な平常時からの準備事項の一覧、資6.3土地利用に係わる調整(道路利用・保安林内行為、河川法、地権者との調整を含む)、6.4節緊急支援資機材の準備等が整理されている。	一部流域でハード・ソフト対策の行動計画をまとめている	—	—	
5	2		緊急対策に必要な諸手続きの検討	緊急減災対策実行計画で検討した砂防施設の施工等にあたって必要となる手続きなどを検討し、実施事項とその内容をまとめる。	資6.3	資6.3土地利用に係わる調整(道路利用・保安林内行為、河川法、地権者との調整を含む)が整理されている。	一部流域でハード対策の 施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	—	—	
5	3		緊急対策資機材の備蓄・調達方法の検討	緊急施工が迅速に実施できるように、資機材の数量・保有場所などをデータベースなどに整理することやあらかじめ備蓄しておくことなど、緊急時の調達と平常時からの備蓄の両面から検討する。	資6.4 計-32	資機材の調達・必要数量、資材置き場・備蓄候補地が記載されている。 無人化施工の準備、緊急支援資機材の準備、についての記載されている。	一部流域でハード対策の 施工計画(融雪型火山泥流と降灰後の土石流)をまとめている	—	—	
5	4		情報通信網の整備	各機関との情報共有体制及び情報の項目を検討し、火山噴火時に監視観測機器の情報施工現場や市町村などの必要な関係機関に提供するため、さらに緊急ハード対策の無人化施工機械をより安全な遠隔地から操作できるよう、光ケーブル網などによる情報通信網の整備について検討する。	計3.4 資4.2 計-32	岩手山監視システム構成図等、各機関との情報伝達の体制および伝達共有すべき情報の内容、情報共有のための光ケーブル網などの情報通信網の緊急整備の方針および方法について整理されている。また、後年度に他機関を含めた岩手山火山防災ネットワークが構築されている。 監視観測機器の整備・観測情報の活用として、平常時からの機器整備、情報通信システムの整備(光ケーブル整備、地中化、無線通信)の記載がされている。	光ケーブルバックアップ検討 情報共有プラットフォームを利用した情報共有検討	2.②緊急減災対策の整備主体	・各現象に対する緊急減災対策(ハード・ソフト)の整備主体を砂防部局(国・県)、治山部局(国・県)で明確に決めておく。	
5	5		火山データベースの整備	緊急減災対策計画の検討の基礎資料とするため、対象火山及びその周辺地域に関する火山データベースを構築し、情報の管理、共有などに活用する方法について検討する。	資1.3.1	岩手山地質データベースが本減災計画の基礎資料として採用されている。	岩手山ポータルサイトを令和元年に作成している	—	—	
5	6		関係機関との協議調整等による実行性の向上	緊急減災対策実行計画の内容については定期的に関係機関と情報共有、協議・調整を行うなど、噴火時に緊急減災対策が円滑かつ効果的に実施できるようにその実効性の確保に努める。	計3.4	連絡網、メーリングリスト等による情報の共有化を図り、各関係機関の防災担当者の明確化(顔の見える関係づくり)を進めることが記載されている。	—	—	—	
5	7		緊急減災対策の実行訓練の実施	緊急減災対策を実行する際の課題の把握や実効性の検証を目的とした防災訓練を実施する。	計5 計33	各関係機関の火山防災対応における問題点等の明確化を図り、火山防災対応能力を向上させることを目的としたロールプレイング方式等の危機管理演習の実施、また、緊急時に各情報通信システムを有効活用できるよう、平常時から使用に慣れておくための訓練の実施について記載されている。 危機管理訓練の実施として関係機関と連携して実施すること、情報通信システムの有効活用のため平常時から慣れておくための訓練が記載されている。	毎年訓練を実施している	—	—	